

「薬物乱用防止教育のスライド資料集」及び「『薬物乱用防止教育のスライド資料集』の使用に関する手引き」を活用した薬物乱用防止教育の推進についてお願いするものです。

事 務 連 絡  
令和7年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「薬物乱用防止教育のスライド資料集」及び「『薬物乱用防止教育のスライド資料集』の使用に関する手引き」を活用した薬物乱用防止教育の推進について

「薬物乱用防止教育のスライド資料集」及び「『薬物乱用防止教育のスライド資料集』の使用に関する手引き」を活用した薬物乱用防止教育の推進について、別紙のとおりお知らせします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、文部科学大臣所轄各学校法人担当課におかれましては、その設置する学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校への一律周知以外にも、例えば、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修の場での配布等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

**(本件担当)**

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課がん教育推進係  
TEL : 03-5253-4111 (内線 2931)

「薬物乱用防止教育のスライド資料集」及び『「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き』を活用した薬物乱用防止教育の推進について

小学校、中学校、高等学校等においては、学習指導要領に基づき、体育科及び保健体育科を中心に、薬物乱用防止に関する指導が行われるとともに、薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師等薬剤師、学校医等医師、保健所職員等を外部講師として活用して、薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止教育の充実に努めていただいているところです。

しかし、令和6年中の大麻事犯検挙人員は、高校生が206人、中学生が26人となっており、いずれも過去10年間で大幅に増加しています。また、若年者の一般用医薬品の過量服薬（オーバードーズ）による健康被害が増加するなど、近年の子供たちを取り巻く薬物乱用に関わる現状は憂慮すべき状況にあります。

こうした子供たちを取り巻く薬物乱用に関わる現状を踏まえ、文部科学省においては、日本学校保健会を通じて、「薬物乱用防止教育のスライド資料集」を作成するとともに、本スライド資料集のねらい、特長、使用に当たっての注意事項、スライドの活用例等を掲載した『「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き』を作成しました。

本スライド資料集は、学習指導要領に示す内容に加え、大麻使用や医薬品の目的外使用といった薬物乱用の新しい課題について乱用実態を示したデータ等を踏まえた内容となっています。また、指導の充実を図るために、1人1台端末環境で活用できる編集可能な電子媒体を以下のWEBサイトに掲載していますので、児童生徒の実情や目的に応じて活用してください。本スライド資料集を参考に、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性を理解し適切に行動ができるよう、薬物乱用防止教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

**（文部科学省 WEB サイト）**

○薬物乱用防止教育・指導参考資料

URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1344688.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm)

- ・薬物乱用防止教育のスライド資料集・「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き

